

手数料返戻金制度について

手数料返戻金制度	ご紹介した人材が入社後一定期間内に自己都合で退職した場合 ※紹介手数料初年度年収の割合(%)を基準とした返戻金になります。	
	期 間	払戻率
	入社 1 ヶ月以内の離職	70%
	入社 3 ヶ月以内の離職	50%
	入社 6 ヶ月以内の離職	30%

- ・ 別途、契約書や覚書等により取決めがある場合は、取り決めた事項を優先します。
- ・ 払戻については、その事由発生の事実を求人者様が弊社に書面で申し入れを行い、弊社がその申し出を受理した時点より30営業日以内に返金を行います。

退職に関する取扱いについて

以下のいずれかに該当する場合、払戻の義務・責任は免除されるものとします。

1. 入社後6か月を経過した後に退職した場合。
2. 労働条件(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違を含む)に関する重大な問題が原因で退職した場合。
3. 就業環境に関する重大な問題(差別的扱い、嫌がらせ、パワーハラスメント等)が原因で退職した場合。
4. 会社の人員整理等が直接または間接的な原因となり、退職した場合。
5. 職務転換や配置転換に適応できず、退職した場合。
6. 事業所の移転により通勤が困難となり、退職した場合。
7. 天災、地変、内乱、戦争その他不可抗力により、就業が困難となった場合。
8. 退職日から30日以内に、退職を証明できる書類または書面による退職の申し出を当社に提出しなかった場合。
9. その他、双方の協議により、返金の必要がないと判断された場合。

許可番号 12-ユ-301206

許可年月日 令和 7 年 2 月 1 日

事業所の名称及び所在地 株式会宏洋国際 千葉県船橋市夏見 4-36-64